
介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム いちご重要事項説明書

介護老人福祉施設特別養護老人ホーム いちご重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(愛知県指定 2373200654)

当施設はご契約者に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果 要介護3、4、5と認定された方が対象となります。但し、要介護1、2と認定された方でも、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合「特例入所」があります。

要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

＊ ＊ 目次 ＊ ＊

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物引取人	10
8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	10
9. 苦情の受付について	10

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 誠正会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県西尾市市子町稲荷 1 2 2 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 5 6 3 - 5 5 - 3 9 1 5 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田中 正大 |
| (5) 設立年月 | 平成 1 9 年 0 6 月 0 1 日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 介護老人福祉施設（ユニット型）
愛知県指定 <u>2 3 7 3 2 0 0 6 5 4</u> |
| (2) 施設の目的 | <p>介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（入所者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。</p> <p>この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。</p> |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム いちご |
| (4) 施設の所在地 | 愛知県西尾市市子町稲荷 1 2 2 番地 |
| (5) 電話番号 | 0 5 6 3 - 5 5 - 3 9 1 5 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 鈴木 伸弥 |
| (7) 当施設の運営方針 | 別紙パンフレットに記載 |
| (8) 開設年月 | 平成 2 1 年 0 4 月 0 1 日 |
| (9) 入居定員 | 8 0 人 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	100室	ショートステイ利用含む
共同生活室	10室	ミニキッチン併設
洗面施設	110室	
トイレ	30室	
浴室	13室	うち3室は機械浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設に必置が義務づけられている設備です。この設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく必要はありません。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項：トイレの場所は居室外となります。

4. 職員の設置状況

当施設では、ご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。
(令和5年7月1日現在)

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 医師（非常勤）	必要数	必要数
3. 生活相談員	3名	1名
4. 介護職員	50名	34名
5. 看護職員	5名	3名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名
8. 機能訓練指導員	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（5時間×8名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	週に 1 回診察（但し診察日が祝祭日の場合は除く）
2. 介護職員	標準的な勤務時間帯 早番勤務：7：00～16：00 日勤勤務：8：30～17：30 遅番勤務：12：00～21：00 夜勤勤務：21：00～7：00（翌日）
3. 看護職員	標準的な勤務時間帯 日勤勤務：8：30～17：30
4. 機能訓練指導員	8：30～17：30

※曜日により上記と異なる場合があります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の差額分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
（ご契約者が希望されない場合及び体調不良時は除く）
- ・ご契約者の状態に応じ機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤ 口腔機能維持

- ・看護員や介護員が口腔内の清潔保持に努めます。必要時、歯科受診をお勧めします。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第7条参照)

1. ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. サービス利用に係る 自己負担単位	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位

※介護保険の請求の基となる「単位」で表し、利用者負担額を「円」で表しています。

介護報酬には下記の加算があります。

- ① 看護体制加算 (Ⅰ) 4 単位/1 日、(Ⅱ) 8 単位/1 日 入所者全員対象
- ② 看取り介護加算 (Ⅰ) (1) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 72 単位/日
(2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 144 単位/日
(3) 死亡日以前 2 日又は 3 日 680 単位/日
(4) 死亡日 1,280 単位/日
- ③ 外泊・入院時費用 246 単位/日 外泊・入院した場合(最大 12 日間)
- ④ 初期加算 30 単位/日 新規入所等の場合(30 日間まで)
- ⑤ 安全体制加算 20 単位/日 新規入所の場合(初日のみ)
- ⑥ 経口移行加算 28 単位/日 移行対象者のみ
- ⑦ 療養食加算 6 単位/日 療養食を提供した場合
- ⑧ 個別機能訓練加算 (Ⅰ) 12 単位/日、(Ⅱ) 20 単位/月 入所者全員対象
- ⑨ 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 3 単位/日、(Ⅱ) 13 単位/日 対象者のみ
- ⑩ 日常生活継続支援加算 (Ⅱ) 46 単位/日 入所者全員対象
- ⑪ 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) 50 単位/月 入所者全員対象
- ⑫ 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10 単位/月 入所者全員対象
- ⑬ 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) 10 単位/月 入所者全員対象
- ⑭ 協力医療機関連携加算 50 単位/月 入所者全員対象
- ⑮ 退所時栄養情報連携加算 70 単位 対象者のみ
- ⑯ 再入所時栄養連携加算 200 単位 対象者のみ
- ⑰ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ロ 所定単位×176/1,000 入所者全員対象

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※所得状況等に応じ高額介護サービス費による費用負担の軽減措置があります。

※食費及び居住費の基準費用額は所得状況等による軽減措置があります。

※社会福祉法人による軽減制度があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食費）

朝食：370円、昼食：750円、夕食：630円

（但し所得状況等による軽減措置があります。）

（食事時間）※多少時間は前後いたします。

朝食8：00～ 昼食12：00～ 夕食18：00～

② 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

費用：要した費用の実費

③ 居住費

1日あたり：2,066円（但し所得状況等による軽減措置があります。）

④ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。利用料金：1日あたり50円（入院時も含む）

1、管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

2、お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

3、保管管理者：施設長（管理者）

4、出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、ご契約者へ交付します。

5、その他：預り証を交付します。

⑤ 生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについては実費負担とします（120円/日）。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

（当施設が用意した以外のものを希望された場合はその限りではありません。）

⑥ ドリンクサービス

ご契約者の希望により、ドリンクサービスをご利用いただけます。

利用料金：1日あたり120円

⑦ 理髪

[理髪サービス]

希望により、理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：カット1,600円、顔剃600円（代金は理美容店にお支払いいただきます。）

⑧ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑨ 看取りケアで必要となる諸費用

・エンゼルケア費 10,000円

・衣類、寝具、その他、実費

⑩ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。（コピー費は無料）

⑪ 契約者の移送

ご契約者の通院や入院時の移送サービスを行います。

※原則、西尾病院（西尾市和泉町）への搬送は当事業所で行いますが、それ以外は家族で行って頂きます。

⑫ 契約書第22条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（令和6年8月1日現在 日額単価）

ご契約者の要介護度 料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	8,732円	9,554円	10,437円	11,269円	12,070円

※上記料金表以外に別途居住費、食費（全額実費）を徴収いたします。

※ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合別途料金をいただくことがあります。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。（ただし、介護報酬改定の場合は除く）

（3） 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|---|
| ア．窓口での現金支払（翌月26日まで）
イ．金融機関口座からの自動引き落とし（翌月26日引き落とし） |
|---|

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)原則、当施設内では医療行為は行いません。但し、医師の指示がある場合はこの限りではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人田中会 西尾病院
所在地	愛知県西尾市和泉町2番地
診療科	内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・糖尿病内科・外科・整形外科・脳神経外科・消化器、肛門外来・泌尿器科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科 等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	山下歯科医院
---------	--------

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第16条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約書の心身の状況が自立又は要支援、要介護1又は2と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。) |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第17条、第18条参照)

ご契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②施設の運営規程の変更に同意できない場合③ご契約者が入院された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

⑮ 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者及び家族代表者による、サービス利用料金の支払いが合算して 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ ご契約者が連続して 7 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合



*** ご契約者が病院等に入院された場合の対応について ***（契約書第 19 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金に代えてご負担いただきます。
1 日あたり 法定利用料金の自己負担分・居住費

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

7 日以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。
但し、契約を解除した場合であっても、3 ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設を優先的に利用できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

※入院期間中、別途居住費（全額実費）を徴収する場合があります。（入院後 7 日目からお支払いいただきます。）

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

1. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
2. 居宅介護支援事業者の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(4) 死後の対応

当施設では、葬儀等を行いません。ご家族等で対応をお願いします。

7. 残置物引取人（身元引受人）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第23条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担となります。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施：無し

9. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口

苦情受付担当者	生活相談員 齋藤 拓実
苦情解決責任者	施設長 鈴木 伸弥
受付時間	9：00～17：30
受付方法	電話 0563-55-3915 FAX 0563-54-1851

また、苦情受付ボックスを事務所カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの市町村役場 介護保険担当課	西尾市市役所	長寿課	0563-65-2119（直通）
	岡崎市市役所	福祉保健部 長寿課	0564-23-6682（直通）
	碧南市市役所	高齢介護課	0566-41-3311（代表）
	高浜市市役所	介護保険グループ	0566-52-9871（代表）
	蒲郡市市役所	長寿課	0533-66-1176（直通）
	安城市市役所	介護保険課	0566-71-2257（直通）
	刈谷市市役所	長寿課 介護保険課	0566-62-1013（直通）
	知多北部広域連合	事業課給付係	052-689-2263（直通）
	受付時間 8:30～17:15		
国民健康保険団体連合会	所在地	名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号	
	電話番号	052-971-4165	F A X 052-962-8870
	受付時間	9:00～17:00	
愛知県社会福祉協議会	所在地	名古屋市丸の内 2 丁目 4 － 7	
	電話番号	052-232-1181（代表）	FAX 052-232-2050
	受付時間	9:00～17:00	

(3) 第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を孝平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は、第三者委員を交えてお話し合いもできます。

当施設の第三者委員は、次のとおりです。

川上 明彦 (弁護士)	名古屋市中区丸の内1丁目17番19号 キリックス丸の内ビル5階 TEL: 052-201-7728
杉浦 澄雄 (司法書士)	愛知県西尾市寄住町洲田45番地3 TEL: 0563-56-9250

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム いちご

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 印

立会人住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 5488.54m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200639</u> 号	定員 20 名
「介護予防短期入所生活介護」	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200639</u> 号	定員 20 名
[地域密着型通所介護]	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200621</u> 号	定員 15 名
「居宅介護支援事業」	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200647</u> 号	

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員…… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員…… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

※介護・看護員を併せ3人の利用者に対して1名の職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第 2 条参照）

- | |
|---|
| ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。 |
| ② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明をし、同意を得たうえで決定します。 |
| ③ 施設サービス計画は、原則 6 か月に 1 回、もしくはご契約者の状態に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。 |
| ④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。 |

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 10 条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|--|
| ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。 |
| ② ご契約者の体調、健康状況からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。 |
| ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 |
| ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請を行います。 |
| ⑤ 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、社会福祉法人軽減等の申請等の代行業務を行います。 |
| ⑥ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。 |
| ⑦ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。 |

- ⑧ ご契約者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みについて

居室への持ち込み物品の制限は原則としてありません。ただし、以下のものは持ち込むことができません。

ペット、危険物、他の利用者に迷惑を及ぼすような物

(2) 面会

面会時間 9:00～17:30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、アルコール等の持ち込みはご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、原則、月6日間までとさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、原則、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、5(2)に定める「食費の基準負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照）

1、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

2、故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

3、ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

4、施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

全館禁煙となっています。

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償することができます。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、この限りではありません。